

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第60号	
事故等種類	定置網損傷	
発生日時	平成21年11月26日 08時00分ごろ	
発生場所	青森県むつ市大畑港北防波堤灯台から真方位073° 2,600m付近 (概位 北緯41° 25.1' 東経141° 11.5')	
事故等調査の経過	平成22年7月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 <sup>みょうかい</sup> 明海丸、10トン	
船舶番号、船舶所有者等	AM2-7054（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	本船 なし 定置網 垣網、ロープ及び浮子損傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、漁場から大畑港に向けて自動操舵により帰航中、操舵室のいすに腰掛けて単独で当直していた船長が居眠りに陥り、平成21年11月26日08時00分ごろ、大畑港東方沖に設置されていた定置網に進入した。 本船は、定置網の損傷などを確認した後、自力で定置網から離脱した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東 風速 約3.9m/s	
その他の事項	船長は、大畑港東方沖に定置網が設置されていることを知っており、同定置網を避けて入航するつもりでいた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、大畑港東方沖を同港に向けて帰航中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、同港東方沖に設置されていた定置網に進入したものと考えられる。 船長は、いすに腰掛けて当直中、操業の疲労から居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、大畑港東方沖を同港に向けて帰航中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、同港東方沖の定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。	